

	新	旧
■店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて 1. 取引の方法	(省略) g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントが当社との間で発生します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客さまが受け取る場合の方が、お客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。 (省略)	(省略) g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客さまが受け取る場合の方が、お客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。 (省略)
2. 取引証拠金	(省略) (5) 評価損益 お客さまの建玉は当社の評価レートによって値洗いされ<u>ます。値洗いにより計算された建玉評価損益の金額に、未決済スワップの損益を加えたものが</u>評価損益としてお客さまの口座清算価値に反映されます。 (省略)	(省略) (5) 評価損益 お客さまの建玉は当社の評価レートによって値洗いされ、<u>その損益は</u>評価損益としてお客さまの口座清算価値に反映されます。 (省略)
3. 決済等に伴う金銭の授受	(省略) (3) スワップポイントの場合 建玉のロールオーバーにより発生するスワップポイントについては、<u>お客さまが未決済スワップの金額の範囲内で指定した金額をスワップ振替することで金銭により授受できます。当該建玉を全て最終決済する場合には、未決済スワップの全額を金銭により授受します。</u> (省略)	(省略) (3) スワップポイントの場合 建玉のロールオーバーによって発生するスワップポイントは、<u>決済日 (Value Date) に現金残高として加算・減算します。</u> (省略)
4. 益金に係る税金	(省略) (1) 個人のお客さまの場合 2012 年 1 月 1 日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイントの収益※1）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※2、地方税が 5%となります。その損益は、差	(省略) (1) 個人のお客さまの場合 2012 年 1 月 1 日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をし

	新	旧
	金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。 <u>※1 2025 年 11 月 24 日以降は、上記の 3. (3)に基づき金銭により授受したものに限り</u><u>ます。</u> <u>※2</u> 復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。 （省略）	た他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。 ※復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。 （省略）
■ 当社の概要 1. 当社の概要	（省略） 業務内容 金融商品取引業（第一種金融商品取引業） （省略）	（省略） 業務内容 金融商品取引業（第一種、<u>第二種</u>金融商品取引業） （省略）
■ 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	（省略） ○ <u>スワップ損益（スワップそんえき）</u> <u>建玉のロールオーバーにより発生したスワップポイントのうち、お客さまとの間で金銭の授受を行った金額をいいます。</u> ○ <u>スワップ振替（スワップふりかえ）</u> <u>未決済スワップについて、お客さまが金額を指定して金銭の授受を行うことをいいます。指定された金額が評価損益から口座資産の現金残高に振り替えられます。</u> ○ <u>建玉評価損益（たてぎょくひょうかそんえき）</u> <u>買建玉あるいは売建玉に係る評価益または評価損で、当社の評価レートにより算出されたものをいいます。</u> ○ 評価損益（ひょうかそんえき） <u>建玉評価損益に未決済スワップの損益を加えたものをいいます。</u> ○ <u>未決済スワップ（みけっさいスワップ）</u> <u>建玉のロールオーバーにより発生したスワップポイントのうち、お客さまとの間で金銭の授受を行った金額を除いたものをいいます。</u>	（省略） （新設） （新設） （新設） ○ 評価損益（ひょうかそんえき） <u>買建玉あるいは売建玉に係る評価益または評価損で、時価により算出されたものをいいます。</u> （新設）

	新	旧
	(省略)	(省略)